

第 408 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和元年 7 月 3 日 (水) 午後 3 時 30 分から午後 4 時 5 分
- 2 場 所 東京労働局 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室第 3-1
- 3 出席者 公益代表委員 5 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

4 議事録
賃金課長

それでは、定刻になりましたので、ただ今より第 408 回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。私は、賃金課長の稲員でございます。会長及び会長代理が選出されるまでの間、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

本日御出席の皆様は、去る 5 月 17 日付けで第 46 期東京地方最低賃金審議会委員に任命させていただきました。つきましては、まず私から、資料 1 にございます委員名簿記載順で委員の御紹介をさせていただき、併せて、御出席の確認とさせていただきます。

では、御紹介いたします。まず、公益代表委員、岩田整委員。

岩田委員
賃金課長
岩本委員
賃金課長
児玉委員
賃金課長
白石委員
賃金課長
都留委員
賃金課長

よろしくお願いたします。

岩本充史委員。

よろしくお願いたします。

児玉直美委員。

よろしくお願いたします。

白石多賀子委員。

よろしくお願いたします。

都留康委員。

よろしくお願いたします。

村上文委員。村上文委員におかれましては、本日御欠席との御連絡をいただいております。続きまして、労働者代表委員、新井美穂委員。

新井委員
賃金課長
大島委員
賃金課長
岡田委員
賃金課長
反町委員

よろしくお願いたします。

大島太郎委員。

よろしくお願いたします。

岡田麻美委員。

よろしくお願いたします。

反町茂雄委員。

よろしくお願いたします。

賃金課長	田代安紀委員。
田代委員	よろしく申し上げます。
賃金課長	吉岡敦士委員。
吉岡委員	よろしく申し上げます。
賃金課長	続きまして、使用者代表委員、井上智子委員。
井上委員	よろしく申し上げます。
賃金課長	海老澤大造委員。
海老澤委員	よろしく申し上げます。
賃金課長	大辻俊文委員。
大辻委員	よろしく申し上げます。
賃金課長	小林仁志委員。
小林委員	よろしく申し上げます。
賃金課長	杉崎友則委員。
杉崎委員	よろしく願いたいします。
賃金課長	穂岐山晴彦委員。
穂岐山委員	よろしく願いたいします。
賃金課長	<p>以上のとおり、本日は公益代表委員 5 名、労働者代表委員 6 名、使用者代表委員 6 名に御出席をいただいております。委員定数 18 名の内 17 名が御出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項による定足数である全委員の 3 分の 2 以上、又は、各側委員の各 3 分の 1 以上を満たしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日は、第 46 期委員による最初の審議会となりますので、私ども事務局の職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>東京労働局長、前田芳延です。</p>
労働局長	よろしく願いたいします。
賃金課長	続きまして、労働基準部長、中村克美です。
労働基準部長	よろしく願いたいします。
賃金課長	主任賃金指導官、石川浩です。
主任賃金指導官	よろしく願いたいします。
賃金課長	賃金課長補佐、小林要介です。
賃金課長補佐	よろしく申し上げます。
賃金課長	賃金指導官、野上浩一です。
賃金指導官	よろしく申し上げます。
賃金課長	<p>以上、よろしく願いたいします。</p> <p>それでは、議事（1）の会長、会長代理の選出に入りたいと思います。以後、着座にて進めさせていただきます。</p> <p>会長の選出につきましては、最低賃金法第 24 条第 2 項において、公益を代表する委員の内から委員が選挙するとされておりますが、どなたか会長に</p>

ついて御推薦がございませんでしょうか。

白石委員
賃金課長
白石委員
賃金課長

よろしいでしょうか。

白石委員、お願いします

引き続きまして、都留委員に会長をお願いしてはいかがかと思ひます。

ただ今、白石委員より、都留委員を会長にこの御推挙がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長

御異議なしということですので会長は都留委員をお願いすることといたします。

続きまして、会長代理の選出に移ります。会長代理につきましては、最低賃金法第 24 条第 4 項において、会長に事故があるときはあらかじめ公益を代表する委員の内から、委員により選挙されたものが会長の職務を代理するとされておりますが、会長代理について御推薦はございませんか。

白石委員
賃金課長
白石委員
賃金課長

よろしいでしょうか。

はい、白石委員お願いします。

会長代理には、引き続き村上委員を推挙いたします。

ただ今、白石委員より、村上委員を会長代理との御推挙がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長

御異議なしということですので、会長代理は村上委員をお願いすることといたします。

それでは、会長からごあいさつをいただき、以後の議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

都留会長

ただ今、会長を拝命いたしました都留です。今年も引き続き現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえた議論になるかと思ひます。最低賃金に対しては、世間の注目は年々高まっているわけですが、今年に関しては特に、マスコミ等の報道機関でも連日のように報道されているという状況があります。そうした中で難しい判断を迫られる局面もあるかと思ひますが、私も極力円滑な議事進行に努めていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進めます。本日の議事録の署名担当ですが、公益委員は私、労側委員は新井委員、使側委員は井上委員にお願いします。

それでは議事(2)「東京都最低賃金の改正決定について(諮問)」に入らせていただきます。本日、労働局長より、東京都最低賃金の改正決定につい

て諮問されるとのことですので、お願いします。

(局長から会長へ諮問文手交)

都留会長 事務局から諮問文の朗読をお願いします。
主任賃金指導官 それでは、各委員に諮問文(写)をお配りいたします。よろしくお願いいたします。

(事務局より諮問文(写)配布)

主任賃金指導官 それでは、諮問文の読み上げをさせていただきます。

(諮問文朗読)

都留会長 以上でございます。
ありがとうございます。
それでは、前田局長からごあいさつをお願いいたします。

労働局長 まずは、改めまして、第46期の東京地方最低賃金審議会委員に御就任賜りまして、大変ありがとうございます。大変お忙しい中、本年度の最低賃金の審議につきましてよろしくお願い申し上げます。

ただ今、会長に、東京都最低賃金の改正につきまして諮問させていただきました。諮問文にありますように令和元年6月21日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に配意した調査審議をお願いいたしたいと考えております。

この基本方針及び実行計画におきましては、最低賃金についてはこの3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、中小・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備の取組みとあいまって、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指すとされております。委員の皆様方には、このような点につきましても御配意いただき、最低賃金を取り巻く諸般の状況を総合的に御勘案いただいた上で、御審議を賜ればと考えております。

これから暑い夏になりますが、熱心な御審議を改めてお願い申し上げます。

都留会長 前田局長、どうもありがとうございました。
それでは諮問に当たり、事務局から関連の資料が用意されているようですので説明をお願いいたします。

賃金指導官 では、お手元に配付しております、資料2から7について御説明させてい

たきます。

まず資料 2、3 ページを御覧ください。2019 年春季賃上げ要求妥結状況について、都内の民間労働組合を対象に東京都産業労働局から 7 月 2 日に発表されました、6 月 27 日現在の資料になります。3 ページにつきましては、今年の産業別、規模別の加重平均の要求状況になります。裏の 4 ページにつきましては、その加重平均の妥結状況になります。5 ページにつきましては、過去 10 年間の要求及び妥結状況の結果になります。下の棒グラフの推移につきましては、左側が要求金額、右側が妥結金額となっております。

続きまして、資料 3、7 ページ及び 8 ページを御覧ください。この資料につきましては、東京都と全国の労働経済関係資料になります。毎月勤労統計調査等の資料に基づきまして、労働局で編集し、一枚物にまとめたものになります。資料の出所につきましては、各表の一番下の欄に記載しております。上段の方は平成 26 年度以降の年平均を示してありまして、中段以降につきましては、平成 30 年 1 月以降の各月の数値を記載しております。7 ページ、その 1 につきましては、雇用、賃金、労働時間等の雇用状況に関する数値を記載しております。裏面の 8 ページ、その 2 につきましては、工業指数、所得消費、物価指数、企業倒産等の状況等の雇用を取り巻く経済環境に関する数値を記載したのものになります。次の 9 ページ、10 ページにつきましては、同じく、東京都産業労働局からの資料になり、日本経済、貿易生産、消費、企業動向、雇用環境等についてグラフで表記されたものになります。

次に、資料 4 及び資料 5 について御説明いたします。11 ページを御覧ください。資料 4 は、令和元年 6 月 21 日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針 2019」、いわゆる骨太方針の関係部分の抜粋でございます。主な内容としては、12 ページの下欄を御覧ください。「②最低賃金の引上げ」のところです。先ほど、局長からのあいさつにもございましたが、要約として 3 点ございます。1 点目は、生産性向上に取り組む中小・小規模事業者への伴走型支援を粘り強く行うなど、思い切った支援策を講じるとともに、下請け事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁を図ること。

2 点目は、最低賃金につきましては、この 3 年間、年率 3%程度を目途にして引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、中小・小規模事業所が賃上げしやすい環境整備と相まって、より早期に全国加重平均が 1,000 円になることを目指すこと。

3 点目は、我が国の賃金水準が他の先進諸国との比較で低い数字に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する旨、記載されております。

続きまして、21 ページ以降の資料 6 を御覧ください。厚生労働省としましては、中小企業庁と提携しまして、最低賃金の引き上げによって影響を多大に受ける中小企業に対する支援を実施しており、資料 6 は、その関連資料に

なります。働き方改革推進支援センターについては、中小企業事業主等からの賃金引上げに向けた、経営労務管理に関する相談に対して、経営労務管理の専門家による無料相談をワンストップで支援しております。賃金引上げに関する支援につきましては、23 ページに業務改善助成金、25 ページに人材確保と支援助成金、27 ページにキャリアアップ助成金が記載されておりますので、参考として添付いたしました。

次に、29 ページを御覧ください。中小企業向け所得拡大促進税制とございます。これは、一定の要件を満たす賃上げを行った事業主に対して、その増加額の一定割合を法人税額から控除する制度というもので、資料に添付いたしました。

続きまして、資料 7、31 ページを御覧ください。平成 30 年度、昨年度の全国の地域別最低賃金改定状況一覧表になります。中段より少し上辺り、東京は目安と同じ 27 円の引上げとなり 985 円となりました。発行日は平成 30 年 10 月 1 日に発行されました。表の下のほうにございますように、全国の加重平均につきましては 874 円となりました。私からの説明は以上となります。

都留会長

ありがとうございます。今の資料 2 から 7 までについて、何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

田代委員

質問をよろしいですか。

都留会長

はい。

田代委員

教えていただきたいのですけれども、3 ページと 4 ページのところで春季賃上げの要求状況と妥結状況がありまして、網掛けいただいている製造業のところを参考までに見させていただくと、要求の状況で、調査結果で例えば 299 人以下は 71 件が要求を出しています。これに対して、次のページの妥結が 67 件ですから、4 件が妥結されていません。同じく、その次の 300 人から 999 人も 6 件が妥結されていなくて、1,000 人以上であっても 12 件妥結されていません。これは 6 月 27 日時点なので、ここで賃上げが決まっていないということは、私たちの感覚からするとちょっと大変じゃないのかと思います。その妥結に至っていないところというのは、調査結果で理由とか、そのようなものは出ていないのですか。

賃金指導官

これは、東京都の雇用就労部が発表しているものなのですが、毎年 3 回から 5 回に分けて中間集計等を行い、その都度発表されているのです。毎年 7 月頭に発表されるものが最終集計ということで、これ以降については毎年発表されておりません。

したがって、そこは問い合わせてみないとどのようになっているかは分からないのですが、毎年 7 月頭に発表されるものが最終集計ということで今回の資料になります。

田代委員

回答は出ているけれども、労働組合としては妥結には至っていないのか、

回答すら出ていないのか、それは分からないですね。

賃金指導官
田代委員
都留会長

そうです。確認してみないと分からないです。
はい、ありがとうございます。
他にございますか。よろしいですか。

(「特になし」の声あり)

都留会長

よろしければ、ただ今、当審議会として諮問を受けましたので、東京都最低賃金の改正について、関係労働者及び関係使用者の意見を求めることとなりますが、その手続きについて事務局からの説明をお願いいたします。

賃金課長

最低賃金法第 25 条第 5 項、最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項による関係者の意見聴取に係る手続きについて御説明申し上げます。最低賃金の改正について調査審議を行う場合、審議会は関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされており、このため、一定期日まで審議会に意見書を提出すべき旨を公示することになります。この意見書の提出を求める旨の公示につきましては、公示日は本日、令和元年 7 月 3 日水曜日、意見書提出期日は令和元年 7 月 19 日金曜日までを予定しておりますのでよろしくをお願いいたします。以上です。

都留会長

今後、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づき、金額審議のための専門部会を設置し、調査審議を行うこととなりますが、専門部会委員の任命の手続き等について、事務局より説明をお願いいたします。

賃金課長

専門部会委員の任命等の手続きについて御説明申し上げます。専門部会の委員については、最低賃金審議会令第 6 条第 1 項で公労使委員各 3 名、委員数 9 名以内とされています。公益代表委員につきましては労働局長が任命し、また労働者代表、使用者代表委員につきましては関係者関係団体の推薦に基づいて、労働局長が任命することとなっております。労使委員の推薦の公示につきましては、公示日は本日令和元年 7 月 3 日水曜日、締め切り日は令和元年 7 月 19 日金曜日を予定しております。

以上です。

都留会長

労使の委員の皆様、これでよろしいでしょうか。

次に、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について委員の皆様にお諮りします。最低賃金審議会令第 6 条第 5 項では、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の議決とすることができるとされています。当会では全会一致の場合に限り、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用してきました。今年度の東京都最低賃金専門部会についてもこの規定を適用したいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

都留会長

それでは、今年度の東京都最低賃金専門部会について、全会一致の場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5号を適用することとします。

続きまして、議事(3)「その他」に入ります。事務局から何かございますか。

賃金課長

では、私から、お手元の資料に引き続いて、参考資料1から4について御説明いたします。ページは33ページからになります。

参考1としまして、日本労働組合総連合会、東京都連合会から2019年4月付けで東京地方最低賃金審議会会長及び東京労働局長にあて、「2019年度最低賃金に関する要請書」と題しまして要請書が提出されております。内容は、1としまして、今年度の東京都最低賃金は時給1,500円の改定を目指し、そして全国平均が1,000円以上になるように引上げ額を審議すること、2としまして、特定(産業別)最低賃金を存続させることを求める旨の文書が提出されています。

次に、参考2としまして、東京春闘共闘会議から2019年6月21日付で東京労働局長宛に「全国一律最低賃金制度と東京での時給1,500円の実現。東京地方最低賃金審議会の全面公開と意見陳述を求める要請書」と題しまして要請書が提出されております。内容をまとめますと、まず1としまして、全国一律最低賃金制度の導入による時間額1,000円以上の実施。2としまして、東京における時給1,500円の早期実現と、中小企業支援策の拡充。3としまして、第46期東京地方最低賃金審議会委員に推薦した4人が選任されなかったことについての選考過程の明確化。4としまして、今年度東京地方最低賃金審議会のスケジュールの明確化及び専門部会の全面公開、ならびに全面公開について、労働局から審議会への要請の実施。5としまして、全国の審議会での意見陳述の実施状況及び、審議会の公開状況、欧米諸国及び韓国の最低賃金の動向、ならびに、東京春闘共闘会議で用意する資料についての審議会への提供。6としまして、公開された最賃審議会での最低賃金ラインの労働者の生活実態についての意見陳述の実施を求める旨の文書が提出されております。

次に、参考3としまして、東京春闘共闘会議から、2019年6月21日付で東京地方最低賃金審議会会長及び東京労働局長他宛てに、「全国一律最低賃金制度の創設と東京で早期に1,500円の実現を求める要請」と題しまして、6,976筆の署名が提出されております。署名につきましては真ん中の机の上に置かせていただいております。

次に、参考4としまして、日本共産党東京都議会議員団から、2019年6月25日付で東京労働局長及び東京地方最低賃金審議会会長宛てに、「最低賃金を大幅に引き上げ、速やかに時給1,500円以上の実現を目指すことを求める

申し入れ」と題しまして、申し入れがございました。内容概略を申し上げますと、1としまして、最低賃金の速やかな時給1,500円の実現。

2としまして、最低賃金全国一律化、及び格差解消の政府提言の実施。

3としまして、最低賃金引上げの中小零細企業支援策の強化、拡充との一体的実施。

4としまして、東京地方最低賃金審議会の全面公開の実施。

5としまして、労働者代表委員の様々な職種、雇用形態の組合などからの選出。

6としまして、東京地方最低賃金審議会での意見陳述の実施を求める旨の文書が提出されております。

先ほどの署名につきまして、要請項目について、改めて述べたいと思います。37ページを御覧ください。要請項目としましては、1としまして、今すぐどこでも時間額1,000円以上に引き上げ、東京で早期に1,500円を実現すること。2、最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設を目指すこと。3、最低賃金額は時間額だけではなく、日額月額も明示すること。4、最低賃金額引き上げに伴い、中小企業支援策を拡充すること。

以上でございます。

都留会長 以上の説明につきまして、委員の方々は御確認をお願いいたします。事務局から他に何かございますか。

賃金課長 今回の本審についてでございます。次回本審では、目安の伝達を予定しております。開催日時につきましては、後日事務局より御連絡させていただきたいと思っております。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。以上です。

都留会長 それでは、他に特に無いようでしたら、本会はこれで終了といたします。お疲れさまでした。